

部会ニュース「6-80」を発行しました。

■介護保険総合 DB、クラウド活用でガイドライン改正案提示 厚労省

- ・厚生労働省は9日、クラウドを活用した介護保険総合データベース（介護 DB）のデータ利用に関するガイドラインの改正案を「匿名介護情報等の提供に関する専門委員会」に示した。介護 DB のデータをクラウド上で分析可能にするプラットフォーム「HIC」の利用受け付けを12月から開始するのに伴い、用語の定義や介護 DB のデータ利用期間の上限など、手続きに関して必要な事項を追記した。
- ・現行では、介護 DB の利用申請があった場合、抽出したデータを保存したハードディスクを申請者へ発送し、データの使用后にはディスクの返却を求めている。厚労省は HIC の運用を開始することで、介護 DB のデータ利用に伴う時間的・事務的コストの削減を図りたい考えだ。
- ・HIC の運用を巡っては、介護 DB での利用に先立ち、2023 年 12 月に匿名医療保険等関連情報データベース（NDB）での利用を開始している。24 年 12 月から利用受け付けを始める介護 DB については、NDB との連結案件から受け付けを開始する。
- ・厚労省が同専門委員会に示した「介護 DB 利用に関するガイドライン」の改正案では、原則として「NDB の利用に関するガイドライン」の内容を介護 DB に置き換えている。HIC などの用語の定義を追記したほか、ハードディスクによるデータの取り扱いに比べ、HIC ではデータを利用する部屋への入退室管理や盗難・のぞき見防止などの安全管理措置が緩和されることを踏まえ、データ利用期間の上限を NDB に合わせて原則 6 カ月間とした。
- ・介護 DB の利用手数料については、現在見直しを進めている NDB の利用手数料と同様の改正を行うこととした。
- ・これに対し今村知明構成員（奈良県立医科大学教授）は「NDB の利用手数料が免除となる条件が厳しい」と述べた。厚労省が公表した見直し案では、NDB の手数料が免除となる対象は厚労科学研究や日本医療研究開発機構（AMED）が採択した補助事業などに限定され、免除を受けるためには補助金交付決定通知の写しと、研究計画書または交付申請書にデータ利用の申請者全ての名前が記載されている必要があるとしており、ハードルが高いと指摘した。

- ・また、今村構成員は NDB の手数料設定がこれまでより引き上げられたことも踏まえ、NDB と同様の減免規定や料金設定をすることに難色を示した。厚労省の担当者は「手数料の改正案が固まったら、改めて審議をお願いしたい」と回答した。

※詳細は下記の資料をご参照ください。

○匿名介護情報等の提供に関する専門委員会（第 17 回）資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00084.html